

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 に基づく課税免除について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行に伴い、次の要件を満たしている場合、固定資産税の課税免除が3ヶ年受けられます。

対象地域 藤島地域、朝日地域、温海地域

対象者 上記地域で事業を営み、青色申告書を提出する個人事業主

対象期間 令和9年3月31日まで

対象業種 製造業・旅館業・情報サービス業等
農林水産物等販売業（対象地域で生産された農林水産物、またはその農林水産物を調理・加工したものを店舗で販売）

対象資産 建物・付属設備 ※ 新設・増設・改修
償却資産（機械・装置）
土地 ※ 対象となる建物の底地部分のみ。取得後1年以内に建物が建築された土地に限る。

取得価格の要件 対象資産の取得価格の合計が500万円を超える場合
土地の取得価格は含めない。

課税免除の適用期間 課税が免除された初年度から連続した3ヶ年度

提出書類

(1)固定資産税課税免除申請書

鶴岡市 HP からダウンロード・印刷可能。郵送で受取りをご希望の場合はご連絡ください。

(2)所得税の確定申告書の写し(※税務署の受付印影のあるもの)

電子申告の場合は、受付印の代わりにデータ受付が完了したとわかるもの（受付番号が記載されたもの）を添付してください。

(3)減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し 確定申告書 別表16

当該資産に番号を付す。

(4)特別償却の償却限度額の計算に関する附表

特別償却をしていない場合は、その理由書（任意様式）

(5)新增設した資産の配置図

事業所の配置図に（3）で付した番号を表記し、対象資産を赤で囲む。

(6)建物の平面図及び登記簿の家屋図面(※免除申請する家屋がある場合のみ)

(7)土地売買契約書または建築契約書、着工届の写しと登記簿の写し(※免除申請する土地がある場合)

(8)決算書

当期分及び前期分（貸借対照表、損益計算書等）

(9)生産高比較表(任意様式)

当期分及び前期分の月別売上比較表

(10)年次別建設計画書(任意様式)

翌年度以降の3ヶ年分

申請期限

毎年 3月 15 日まで

※書類審査、現地確認後に課税免除の決定を行います。

お問い合わせ先：鶴岡市役所総務部課税課資産税管理係 ☎0235-35-1178（直通）
鶴岡市ホームページ：<https://www.city.tsuruoka.lg.jp>